

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 7 月 21 日 (火) 第3129号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額の一部改正 (※)
(総務事務センター取扱い) 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額の一部改正 (※)
(総務事務センター取扱い) 2
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (森づくり推進課取扱い) 2
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令 (森づくり推進課取扱い) 4
- 保安林の指定の解除予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 6
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 6
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (生活衛生課取扱い) 6
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (通信制) (生活衛生課取扱い) 7
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 7
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 7
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件)
(鹿児島地域振興局取扱い) 8
(北薩地域振興局取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 9
- 公 告
- 落札者等の公告 (情報政策課取扱い) 10
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第686号

平成4年6月26日鹿児島県告示第1274号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額)の一部を次のように改正し、平成27年7月21日から施行する。

なお、改正後の告示の表20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、40歳以上45歳未満の項及び50歳以上55歳未満の項(いずれも最低限度額の部分に限る。)の規定、同表25歳以上30歳未満の項、55歳以上60歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項(いずれも最高限度額の部分に限

る。)の規定並びに同表60歳以上65歳未満の項の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,475円	13,005円
20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円
35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円
70歳以上	3,930円	13,005円

鹿児島県告示第687号

平成8年7月10日鹿児島県告示第1093号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成27年7月21日から施行する。

なお、改正後の告示の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表常時介護を要する状態の項中「104,290円」を「104,570円」に、「56,600円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「52,290円」に、「28,300円」を「28,400円」に改める。

鹿児島県告示第688号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、日置市、霧島市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、始良市、大崎町、東串良町、南種子町、屋久島町、大和村、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町及び和泊町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年8月24日から平成28年3月18日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
 - (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
 - (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。
- 4 命令しようとする理由
- 1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他
- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成28年3月18日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
 - (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
 - (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第689号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南九州市及び錦江町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年 8 月 24 日から平成28年 3 月 18 日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、平成28年 3 月 18 日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があつたときは、当該届出者が2に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年7月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡南大隅町佐多馬籠字御崎413番7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
国立公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第691号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡南大隅町佐多馬籠字御崎413番7 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
国立公園事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第692号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はやと整形外科	霧島市隼人町真孝1013番地	医療法人吉野会	霧島市隼人町真孝1013番地	海江田光裕	平成27年7月31日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第693号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はやと整形外科	霧島市隼人町真孝1013番地	医療法人吉野会	霧島市隼人町真孝1013番地	海江田光裕	平成27年7月31日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第694号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
(1) クリーニング師研修（第1型）
(2) 業務従事者講習（第1型）
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
平成27年11月15日	独立行政法人高齢・障害・求職者	鹿児島市東郡元町14番3号

	雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職業能力開発促進センター	
平成27年11月29日	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211番地 1
平成27年12月13日	鹿児島県大島支庁奄美会館	奄美市名瀬永田町18番 6 号

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修 (以下「特管物研修」という。) を含む場合にあっては8,000円)
- (2) 特管物研修 3,000円
- (3) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第695号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第 8 条の 2 第 1 項の規定によりクリーニング師の研修を, 同法第 8 条の 3 の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

2 研修及び講習の名称

- (1) クリーニング師研修 (第 2 型)
- (2) 業務従事者講習 (第 2 型)

3 研修及び講習の申込受付期間及びレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成27年 8 月 10 日	平成27年 9 月 14 日	平成27年 10 月 26 日
平成27年 11 月 16 日	平成27年 12 月 21 日	平成28年 2 月 1 日

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
- (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第696号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により, 出水平野土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 山口 安任 出水市浦田町655番地

鹿児島県告示第697号

土地改良事業県営かんがい排水 (農業用排水施設整備) 鈴岳地区の工事は, 平成27年 3 月 27 日に完了した。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第698号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により, 北薩地域振興局長から平成26年 7 月 25 日鹿児島県告示第818号で告示した公共測量の実施は, 平成27年 2 月 27 日終了した旨の通知があった。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年7月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市宮之浦町932番1地先から934番地先まで	前	25.0～40.5	42.0
			後	25.0～32.8	42.0
	小山田谷山線	鹿児島市石谷町668番5地先から675番3地先まで	前	17.0～29.0	42.0
			後	17.0～28.5	42.0

鹿児島県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年7月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	小山田谷山線	鹿児島市石谷町1415番22地先から1415番18地先まで	前 後	20.7～24.0 20.4～22.5	43.0 43.0

鹿児島地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年7月21日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援センターおひさま	鹿児島市星ヶ峯二丁目11番10号	社会福祉法人たんぼぼ会	鹿児島市星ヶ峯四丁目2番6号	藤田 泰洋	平成27年6月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援
通所支援事業所のびーる中央	鹿児島市武二丁目15番23号サンシティ武町	のびーる株式会社	鹿児島市下荒田四丁目36番12号	淵本 憲雄	平成27年6月1日	放課後等サービス
放課後等デイサービスライブラリー	鹿児島市荒田一丁目7番10号栗牧ビル201号	特定非営利活動法人F a m i l i a r	鹿児島市上荒田町30番14号（アップルビラC棟201号）	上村 譲治	平成27年6月1日	放課後等サービス

北薩地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年 7 月 21 日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害児学童保育所 あみ	薩摩川内市中郷一丁目5-3	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680番3	清原 浩	平成27年6月1日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 7 月 21 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターワークショップゆうすい	始良郡湧水町北方808番地1	社会福祉法人真奉会	霧島市隼人町内2068番地	大村 貢	平成27年7月1日	就労継続支援A型

大島支庁告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年 7 月 21 日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発育サポートハートリハ龍郷	大島郡龍郷町浦字ヲフニ1068番3	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番1号2階	白浜 和晃	平成27年6月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大島支庁告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年 7 月 21 日

大島支庁長 本重人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あおぞら	大島郡瀬戸内町大字古仁屋244番地4	一般社団法人あおぞら	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊10番地13	徳原 俊彦	平成27年7月1日	就労継続支援B型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク機器（無線LAN）の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年 6 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所
ネットワンシステムズ株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
- 5 落札金額
73,949,115円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年 5 月 7 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第73号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年 7 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ悪魔城ドラキュラSH9	高砂電器産業株式会社	5P0322
ぱちんこ遊技機	CRAトキオプレミアムV	株式会社アムテックス	5P0250
ぱちんこ遊技機	CR牙狼GOLD FENCER XX-X	株式会社サンセイアールアンドディ	5P0443
ぱちんこ遊技機	CR牙狼魔戒ノ花XX-V	株式会社サンセイアールアンドディ	5P0534
ぱちんこ遊技機	CRA甞りぱちんこ～花満開～GLA	株式会社ソフィア	5P0540
ぱちんこ遊技機	CR甞りぱちんこ～春夏秋冬～MA	株式会社ソフィア	5P0563
ぱちんこ遊技機	CR北斗の拳6天翔百裂FTA	サミー株式会社	5P0418
回胴式遊技機	スカイガールズ2RA	高砂電器産業株式会社	5S0360
回胴式遊技機	めぞん一刻桜の下でF1	株式会社オリンピア	5S0355
回胴式遊技機	機甲戦記ドラグナーXS	サミー株式会社	5S0451